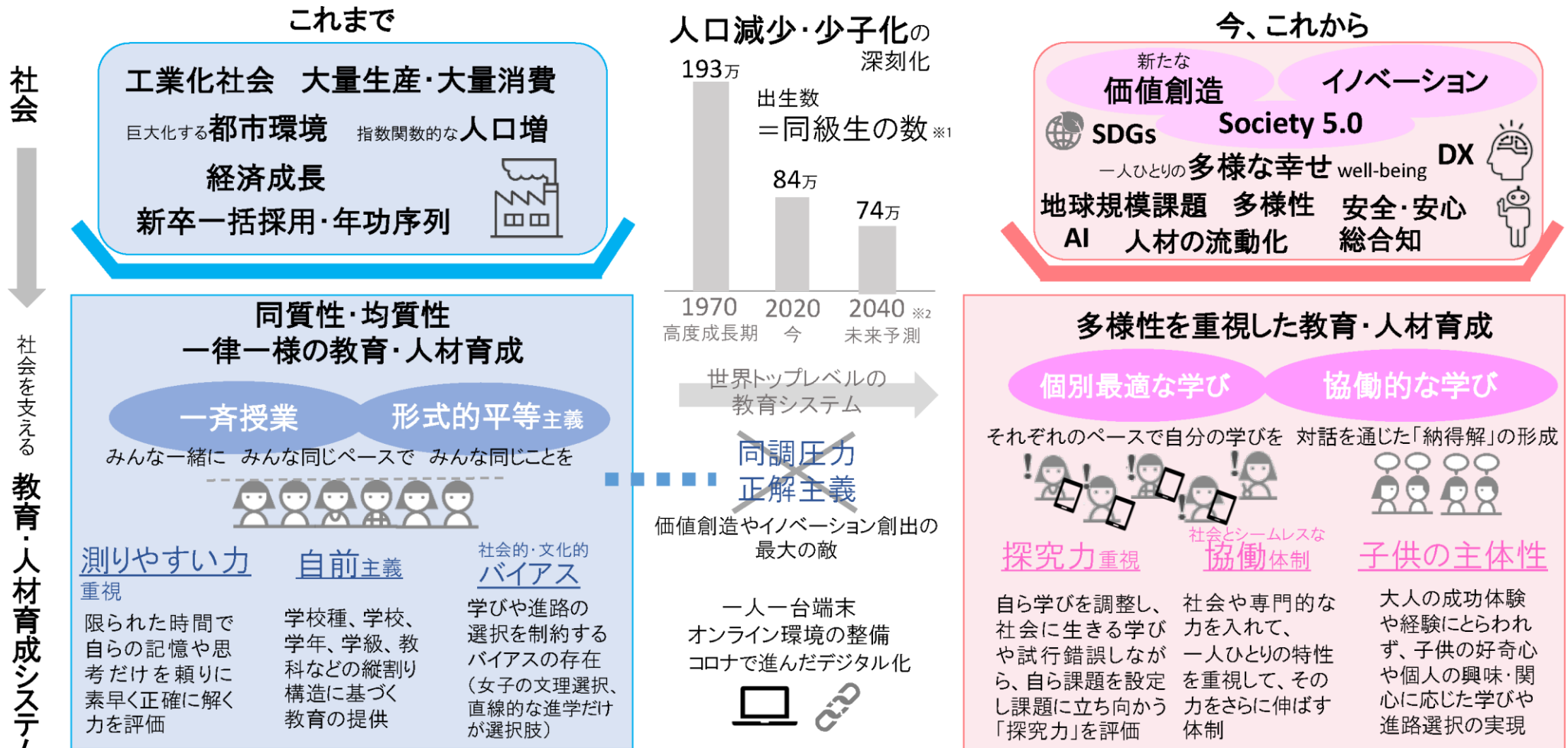


2. 教育・人材育成システムの転換の方向性

統制のとれた組織のもとで機械・設備に合わせて標準化される工業化社会においては、同質性・均質性を備えた一律一様の教育・人材育成が求められ、一斉授業・平等主義のもとに世界トップレベルの教育・人材育成システムが日本の大きな経済成長を支えてきた。しかし、人口減少・少子化の深刻化とともに、目の前にある「新たな価値創造」「イノベーション創出」「一人ひとりの多様な幸せ」を目指すSociety 5.0時代、DX、そしてアフターコロナという大きな時代の転換期にある今、すべての子供の可能性を最大限引き出す教育・人材育成システムの抜本的な転換が急務。



Society 5.0の実現のために、学校教育には、次代を切り拓くイノベーションの源泉である創造性と「多様性」「公正や個人の尊厳」「多様な幸せ(well-being)」の価値が両立する「持続可能な社会の創り手」を育むことが求められている

(出典) ※1 令和2年(2020)人口動態統計 ※2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」における出生中位・死亡中位仮定による推計値。

3. 3本の政策と実現に向けたロードマップ

【政策1】子供の特性を重視した学びの「時間」と「空間」の多様化＜目指すイメージ①＞

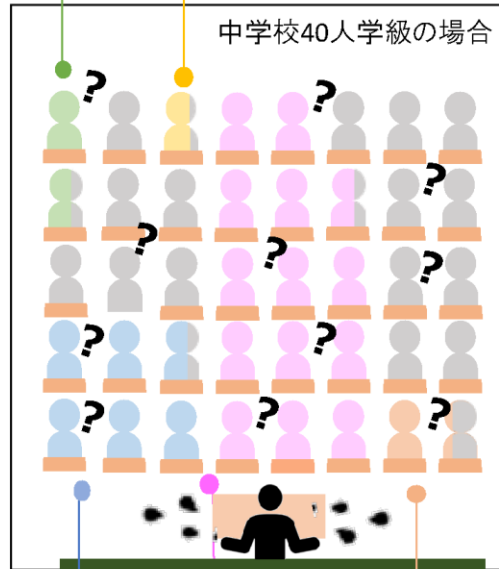
件名1(1)

すべての子供たちの可能性を最大限引き出すことを目指し、子供の認知の特性を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し、子供一人ひとりの多様な幸せ(well-being)を実現するとともに、一つの学校がすべての分野・機能を担う構造から、協働する体制を構築し、デジタル技術も最大限活用しながら、社会や民間の専門性やリソースを活用する組織(教育DX)への転換を目指す。これを実現するためには、皆同じことを一斉にやり、皆と同じことができることを評価してきたこれまでの教育に対する社会全体の価値観を変えていくことも必要となる。

子供たちが多様化する中で紙ベースの一斉授業は限界

発達障害の可能性のある子供

特異な才能のある子供



不登校
不登校傾向

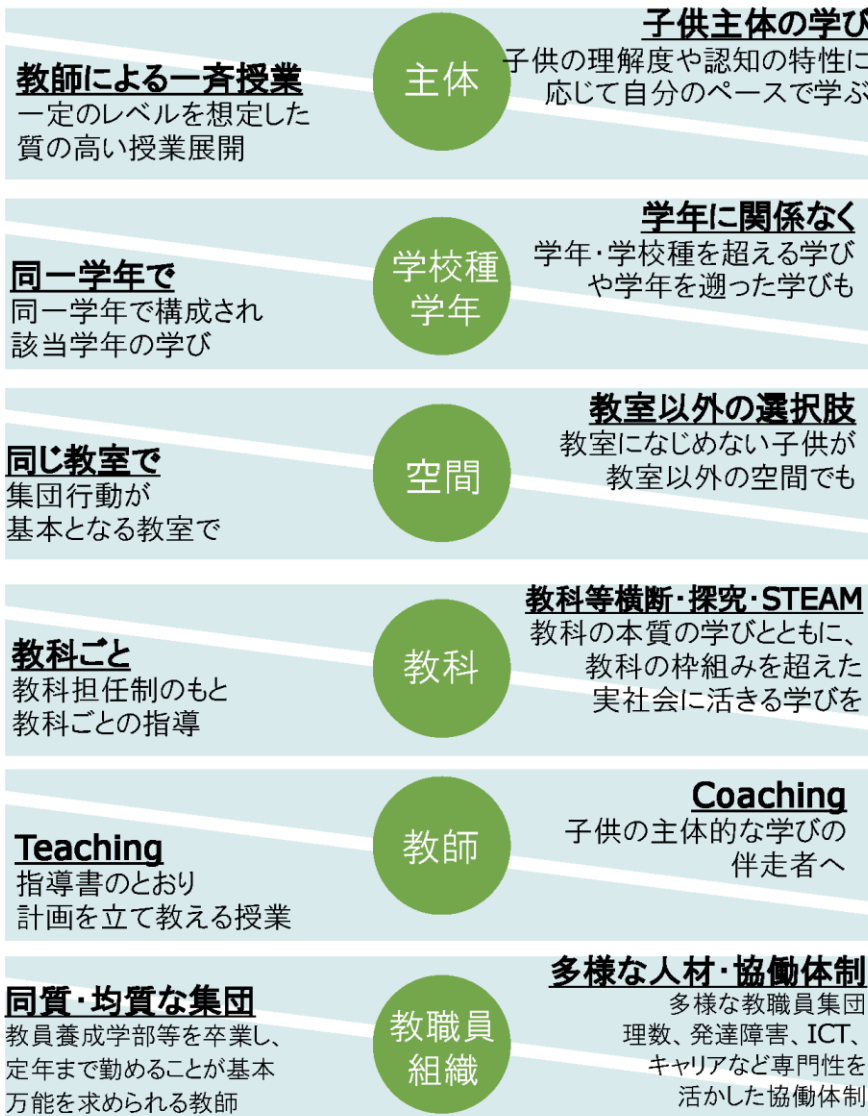
日本語を家で
あまり話さない子供

家にある本の冊数が少なく
学力の低い傾向が見られる子供
※語彙や読解力の低下は重要な教育課題

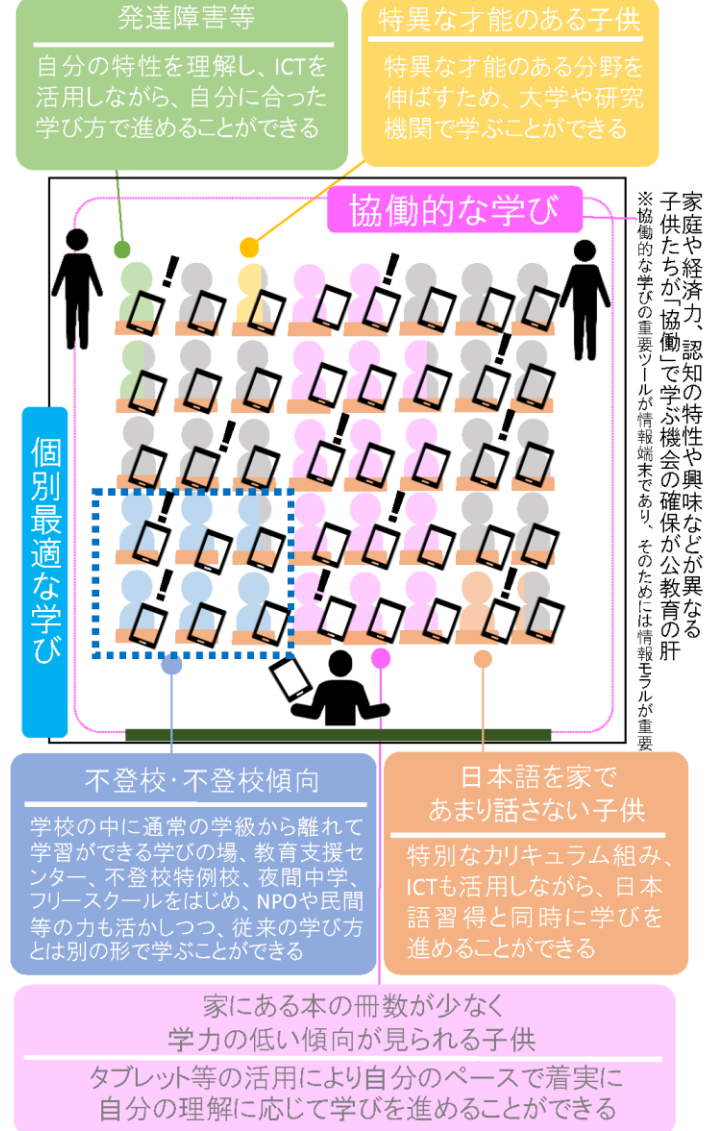
※子供の数の考え方・定義等については、スライド10の
出典と同様。

※限られたリソースの中、個別最適な学び・協働的な
学びを追求している学校や教師も沢山いるが、現リソ
ースでは一般的に限界があることを想定して図式化

2017年改訂により資質・能力重視の教育課程へと転換



多様な子供たちに対してICTも活用し 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実



学年別 いじめの認知件数

(単位 人)

件名 I (2) (3)

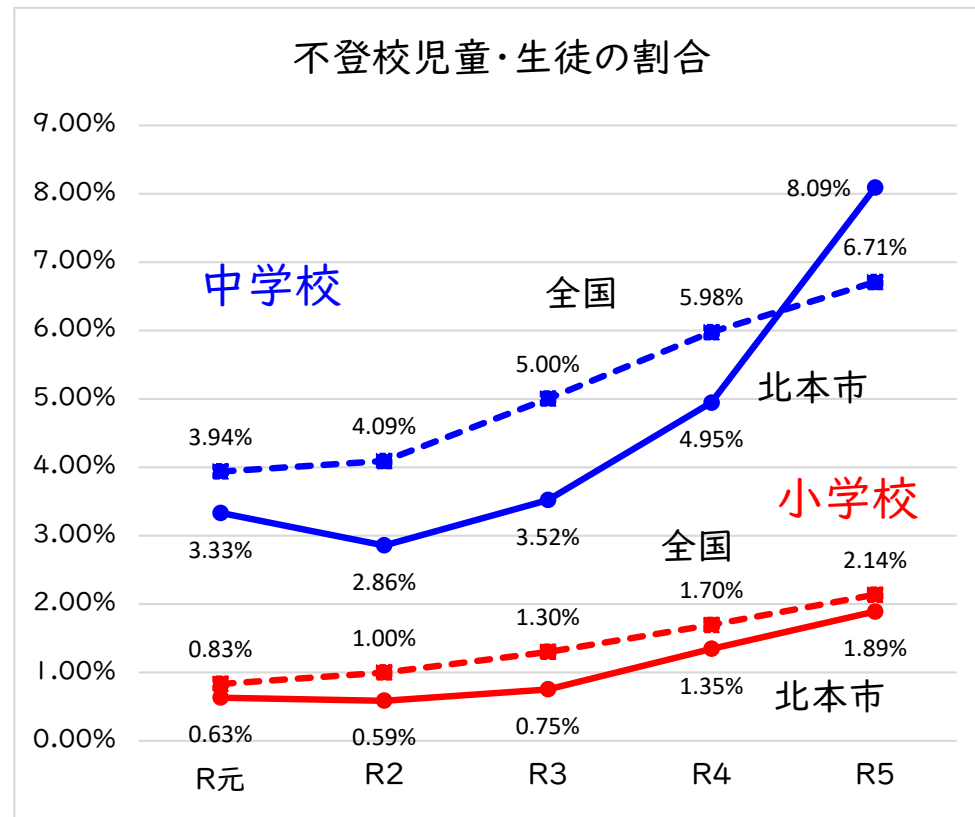
学年	全国(国立・公立・私立) ※			増加率		北本市		
	令和元年度	令和4年度	令和5年度	対R元	対R4	R4	R5	
小学校	1年	87,695	104,052	107,874	23.01%	3.67%	31	
	2年	96,366	109,989	116,144	20.52%	5.60%	22	
	3年	91,922	104,438	111,090	20.85%	6.37%	24	
	4年	82,785	93,620	100,979	21.98%	7.86%	16	
	5年	71,128	79,609	85,952	20.84%	7.97%	25	
	6年	54,649	60,236	66,891	22.40%	11.05%	17	
	合計	484,545	551,944	588,930	21.54%	6.70%	135	
中学校	1年	55,214	57,852	63,553	15.10%	9.85%	20	
	2年	34,171	35,500	38,844	13.68%	9.42%	14	
	3年	17,139	18,052	20,306	18.48%	12.49%	3	
	合計	106,524	111,404	122,703	15.19%	10.14%	37	

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から

北本市不登校児童生徒数・割合の推移

区分	年度	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	人数	18	16	20	35	49
	割合	0.63%	0.59%	0.75%	1.35%	1.89%
	全国	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%	2.14%
中学校	人数	52	44	53	72	112
	割合	3.33%	2.86%	3.52%	4.95%	8.09%
	全国	3.94%	4.09%	5.00%	5.98%	6.71%

全国の数値は「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から



2 医療的ケア児に対する支援について

(1) 保育所における医療的ケア児の受入れについて

令和5年6月定例会での答弁

- ◆ 訪問看護ステーションの活用や近隣自治体と協力して対応することでの体制づくりも視野に入れ、市内連携推進会議等で保育希望のある家族の早期の把握に努め、対応を検討してまいりたい。
- ◆ 医療的ケア児を保育所で受け入れるために必要な事務手続について、**ガイドラインを定め、対応できるように進めてまいります。**

令和6年9月定例会での答弁

- ◆ この1年間の取組として、近隣7自治体に保育所における医ケア児の受け入れ状況をヒアリング、ガイドライン等の情報提供をいただいた。
- ◆ 本市でも、受入れ体制構築のため、**ガイドライン作成に取り組んでいる。**
- ◆ 県主催の意見交換会、研修にも出席、先進自治体で工夫している点や課題を確認している。
- ◆ 所沢市への視察に参加、戸田市の視察も予定している。

2 医療的ケア児に対する支援について

(2) 小・中学校における医療的ケア児の受入れについて

令和5年6月定例会での答弁

- ◆ 令和6年度に学齢期を迎える医療的ケアが必要な子がいることを把握している。
- ◆ 看護職員の配置が必要となることが予想されるので、近隣市町の対応を参考に、本市の実態に合った対応を検討している。

令和6年9月定例会での答弁

- ◆ 令和8年度入学予定の子について、保護者と丁寧に就学相談を進めている。受入体制の整備については、近隣市町から情報聴き取りを行った。
- ◆ 看護師の配置については、柔軟な勤務が可能な派遣型の看護師の活用が有効であることが分かった。
- ◆ ガイドラインや看護師の雇用に係る要項は、本市に合ったものを策定するため、近隣市町の資料を取り寄せ、内容を精査している。

2 医療的ケア児に対する支援について

(3) 個別避難計画の作成と避難訓練の実施について

令和5年6月定例会での答弁

- ◆ 令和4年度に医療機関、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、保育所、相談支援事業所、市、御家族が協議し、1ケースの個別避難計画を作成した。
- ◆ 個別避難計画の実効性の向上につなげるため、庁内各課や関係機関等とも連携し、避難訓練の実施についても検討する。

令和6年9月定例会での答弁

- ◆ 令和3年災害対策基本法等の一部改正で、優先度の高い方から地域の実情に応じて概ね5年程度で作成に取り組むことが求められている。
- ◆ 令和6年度から鴻巣北本地域自立支援協議会の災害支援プロジェクトとして取組を進めており、現在は本市の2ケース目の医療的ケア児の個別避難計画の作成に着手している。
- ◆ プロジェクトでは、避難訓練を行い、計画の見直しまでを行う予定。

2 医療的ケア児に対する支援について (4) 個別のニーズ調査の実施について

令和5年6月定例会での答弁

- ◆ 令和4年度に医療的ケア児の支援のための市内連携推進会議を設置、医療的ケア児の状況及びニーズの把握や情報共有等を行った。
- ◆ 障害福祉サービスを利用している医療的ケア児については、相談支援事業所等の関係機関等と連携し、御家族などのニーズを聞き取った上で最適なサービスを提供している。
- ◆ 特殊寝台、人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー等の日常生活用具等給付事業の対象品目をニーズに応じて案内している。

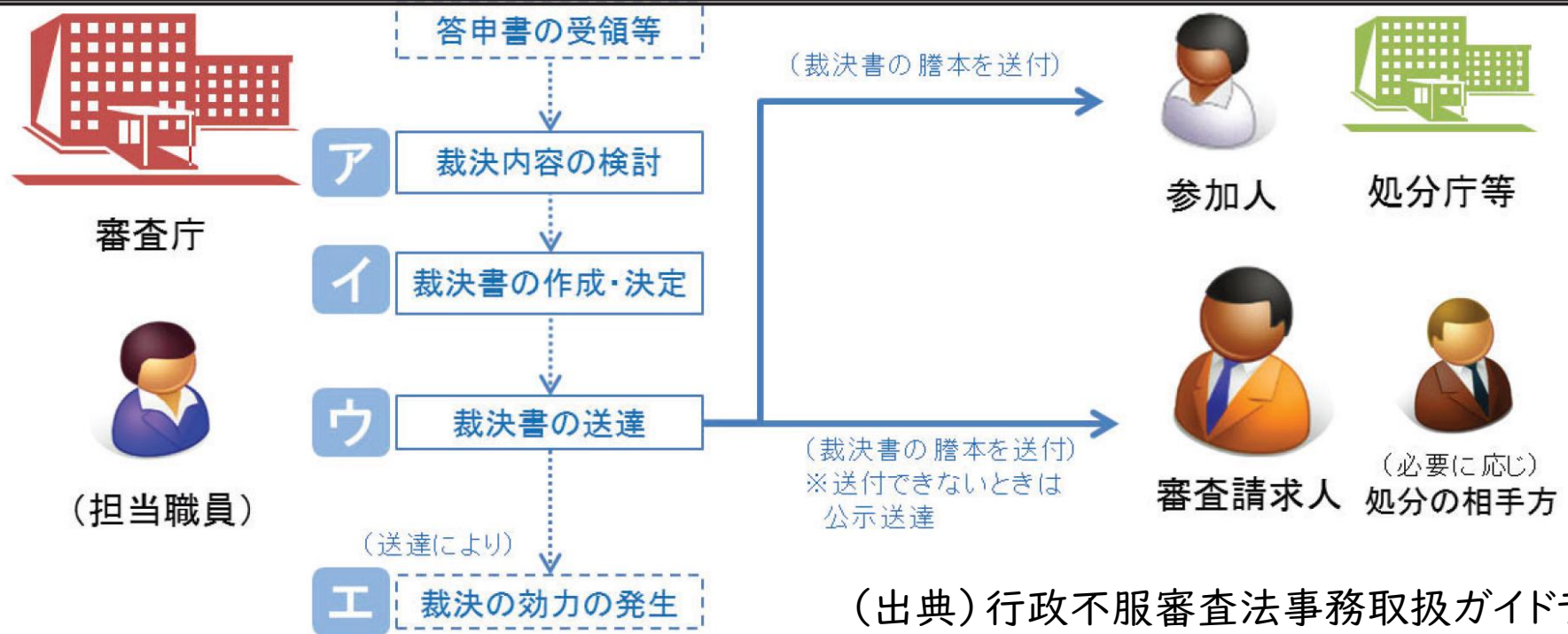
令和6年9月定例会での答弁

- ◆ 令和5年度は協議の場において医療的ケア児のご家族からお話を伺ったほか、令和6年6月に上尾市での意見交換会に参加し、医療的ケア児とご家族の現状・課題について、近隣市町・関係団体と共有した。
- ◆ 日常生活用具等給付事業の対象品目を、ニーズに応じて案内し、給付につながったケースもある。

<p>公開請求 の内容</p>	<p>北本市環境課が市内業者に対し実施した騒音・振動測定結果の開示 令和元年度以降最新測定まで</p>
<p>市の決定 【一部公開】 公開しない 部分の概要 及び理由</p>	<p>条例第7条第2項第2号 法人の名称及び所在地に関する情報が公にされると、内容が事実であっても信用低下につながる危険性があり、仮に事業者が適切な改善を速やかに行っていたとしても、一度低下した信用を回復するのは困難で、その結果、事業者の正当な利益を害することになるため。 ➡ 対象となる法人の名称及び所在地に関する情報を非公開</p>
<p>北本市 情報公開・ 個人情報 保護審査会 答申</p>	<p>非公開とした部分の全てを開示すべきである。 同号は、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が「著しく」損なわれる場合に限り、非公開を認めている。「著しく」という文言が用いられている以上、厳格に解されるべき。 抽象的に当該法人等の利益が損なわれるおそれがあるだけでは足りず、利益が「著しく」損なわれる具体的な蓋然性があることを要求するものと解される。本件は、公開されることの影響は大きくない。</p>

【概要】

審査庁は、行政不服審査会等への諮問等、裁決をするために必要な手続を経たときは、遅滞なく、裁決をする。



10月16日	審査会が答申 ← 附属機関の意見
10月25日	処分庁(環境課)が全部公開決定
10月31日	審査庁(総務課)が裁決 【却下】

審査庁の裁決を待たずに
処分庁が独断で公開する
必要性があったのか?

法人等の利益が著しく損なわれる場合は、非開示とすることができる。

➡ 本件については、「著しく」損なわれるとまでは言えないから、開示すべき。
[結論]

結論が出ているので本来は言及する必要がないが、敢えて言う。

条例上は、公開することで法人等の利益が著しく損なわれる場合であっても
人の生命、身体又は健康を保護する必要がある場合 には
開示しないことはできない(=開示しなければならない)

- ➡ 請求人(住民)は、この規定に該当するため、開示すべきと主張。
- ➡ 処分庁(環境課)は、請求人から根拠が示されていないと主張。
- ➡ 審査会は、この立証は処分庁が責任を負うべきものとして、あえて付言

付言を受けた審査庁又は処分庁は、付言の内容に応じ、付言に対する考え方や検討結果などを、行政不服審査会等に示すなど、適宜の方法により真摯に対応(回答)を行うことが望ましい。※行政不服審査法事務取扱ガイドライン